台風第15号等により人的被害・住家被害（全壊～一部損壊）を受けられた方へ

令和元年 千葉県災害義援金 のご案内

１　災害義援金について

令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害により被災された方に　対して、県内外の皆さまから寄せられた義援金を、千葉県災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

※千葉県、日本赤十字社、共同募金会でお預かりした義援金は、その全額を被災者の皆さまにお届けしています。

２．対象となる方・配分金額

■人的被害

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、次の被害を受けられた方、またはご遺族

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 説　明 | 配分金額 |
| 死　亡 | 災害弔慰金または千葉県災害見舞金の死亡者に該当する方 | ３０万円 |
| 重傷者 | 災害で１カ月以上の治療が必要な負傷をされた方 | １５万円 |

■住家被害

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、**住んでいた家屋**が次の被害を受けられた**世帯**。被害の状況は「罹災証明書」の記載内容で確認します。

（**離れのガレージ、カーポート、物置、作業場等の被害は対象になりません。また、別荘や賃貸住宅の大家さんは対象にはなりません。**）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 説　明 | 配分金額 |
| 全　壊 | 「全壊」と判定された世帯または被災者生活再建支援制度の「解体」に該当する世帯 | ３０万円 |
| 半　壊 | 「半壊」または「大規模半壊」と判定された世帯 | １５万円 |
| 床上浸水 | 床上浸水により「一部損壊」と判定された世帯 | ３万円 |
| 一部損壊 | 「一部損壊」と判定された世帯（床上浸水を除く） | １万円 |

３　配分方法

申請に基づき、口座振込により配分します。

■人的被害　人的被害を受けられた方又はご遺族の口座に振り込みます。

■住家被害　世帯主の口座に振り込みます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裏面へつづく

４　申請方法

□窓口で申請

〇受付時間　月～金曜日（祝日除く）　９：００～１６：３０

〇受付場所　松戸市役所地域福祉課窓口（住所：京葉ガス第二ビル　６階　）

**※支所では申請できませんのでご注意ください。**

□郵送

申請書などの必要書類（下記５を参照）を、次のあて先に送ってください。

〇あて先　〒２７１－８５８８　　松戸市根本３８７－５

松戸市　地域福祉課　義援金係　行

５　必要な書類

①令和元年千葉県災害義援金申請書

　　②罹災証明書（コピーでも可）

③振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードなど）

④本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証など）

（郵送で申請される方は、③④の書類のコピーも申請書と一緒に送付してください。）

　　※⑤被災住所に住民票を置いていない場合は、被災住所に生活の本拠があったことが確認できる書類を添付してください。（電気料金、ガス料金の明細書など）

※⑥重傷を負われた方･･･医師の診断書

６　注意事項

〇 申請書の記載誤りなどがあった場合は、個別にご連絡させたいただく場合があります。

この場合、支給までに時間を要したり、支給ができなくなったりする場合がありますので、記載漏れや誤りがないようにご注意ください。

〇 **申請を受け付けた後、支給対象に該当するかどうか確認して義援金を支給します。**

確認の状況や、県からの義援金の配分状況により、支給まで時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〇 支給にあたって通知書等は送付いたしません。指定していただいた口座への振込みをもって通知に代えさせていただきますので通帳記入等でご確認ください。

〇 今後、千葉県災害義援金配分委員会の決定に基づき追加配分がある場合は、支給決定後の被害区分に応じた額を追加で振込みます。追加配分に対する新たな申請は必要ありません。

７　お問合せ先（月～金曜日（祝日除く）　９：００～１６：３０）

松戸市役所地域福祉課　　　ＴＥＬ０４７－３６６－３０１９